

第26回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年8月22日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年8月22日（金）午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 9人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 5番 鯉沼 玲子
6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
鯉沼 正男推進委員長
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野 大地
主任 田口 梨沙 主任 松本 ひなた
7. 会議の概要
令和7年8月22日（金）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第26回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で、刀川正己農業委員より欠席の連絡をいただいております。また、鯉沼正男推進委員長にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 皆さん、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、総会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。お盆も過ぎ、コシヒカリも大分色づきまして、米農家にとりましては、非常に忙しい時期を迎えることとなります。米の価格も楽しみにしながら刈り取り作業を行っていただくようになるかと思えます。

さて、明日は、ふるさとまつりがあり、今年度は町合併70周年記念の年ということもあり、農業委員会から15名の委員の皆様が参加いただくということですが、町の記念の年に農業委員、農地利用最適化推進委員の立場の中で参加できることのうれしさを感じながら参加いただければありがたいと思います。

まだまだ暑い日が続きますので、熱中症対策に十分気をつけていただいて、今年の後半を過ごしていただければと思います。

本日の総会は議題も多くありますが、慎重な審議をいただき、適正な議事進行にご協力いただきたいと思いますのでよろしく願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 鯉沼玲子委員、6番 大関孝男委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（上町） 自作地 83畝

譲受人 _____（上町） 自作地 145畝

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉 _____ 畑 581㎡

壬生町大字上稲葉 _____ 畑 552㎡

合計 1133㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第2項

譲渡人 _____（福和田） 自作地 52畝

譲受人 _____（三好町） 自作地 191畝 借受地 99畝

（土地の表示）

壬生町大字福和田 _____ 畑 1310㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第3項

譲渡人 _____（中表町） 自作地 49畝 貸付地 29畝

譲受人 _____（下表町） 自作地 143畝 借受地 64畝

（土地の表示）

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 71㎡

贈与による所有権移転 稼働1人

第4項

譲渡人 _____（宇都宮市） 自作地 26畝

譲受人 _____（宇都宮市） 自作地 140畝

（土地の表示）

壬生町大字安塚 _____ 田 1 5 5 m²
壬生町大字安塚 _____ 田 2 5 1 5 m²
合計 2 6 7 0 m²
売買による所有権移転 _____ 円/1 0 a 稼働 2 人

第 5 項

譲渡人 持分 3 2 分の 1 0 _____ (東京都) 自作地 6. 6 畝
持分 3 2 分の 9 _____ (安塚南部) 自作地 6. 6 畝

譲受人 _____ (埼玉県) 自作地 0. 0 7 4 8 畝
(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 6 6 0 m²

売買による所有権移転 _____ 円 稼働 1 人

第 6 項

譲渡人 持分 3 2 分の 1 _____ (埼玉県) 自作地 6. 6 畝

譲受人 _____ (埼玉県) 自作地 0. 0 7 4 8 畝
(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 6 6 0 m²

贈与による所有権移転 稼働 1 人

○議長 それでは、第 1 項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8 番 琴寄 成人 委員

● 8 番 琴寄 成人 委員 (1 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 8 月 1 6 日に私と大関孝男農業委員、大橋和枝推進委員と、譲受人の _____ 氏立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い、1 番から 7 番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法

第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 安納 ^{いちお}一雄 委員

●2番 安納 ^{いちお}一雄 委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る8月19日に私と葭葉孝男農業委員、大橋 肇推進委員と、譲受人の____氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたので報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る8月17日に私と琴寄成人職務代理、荒川広文推進委員と、譲渡人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。報告は以上となります。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る8月17日に私と木野内佳代子農業委員、中川義人推進委員と、譲受人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第5項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

会長、提案があるのですが、第5項案件と第6項案件は同じ土地の案件で、売買と贈与とで違っているのですが、対象地も同じで、現地調査も一緒に行い

ましたので、一緒に報告してもよろしいでしょうか。

○議長 同じ場所ということでしたら。

●3番 高橋 宏治 委員

それでは、同じ場所ということで一緒に報告させていただきます。

この案件につきましては、私が代理申請しましたので、採決の時には私は退席いたします。

●3番 高橋 宏治 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項、第6項について説明いたします。

この農地は市街化区域の土地で、譲受人の_____さんが相続人の1人なのですが、持分で譲渡人の_____さん、_____さん、_____さんの他に数名いらっしゃいます。少しずつでも持分の移転をしていないと、農地が譲受人の_____さんに移っていかないため、出来るところから所有権移転の手続きをしているところでございます。_____さんの自作地が0.00748aと非常に小さい面積なのですが、お母さんの土地の田んぼを稲作で約1町3反ほど耕作しております。住所が埼玉県になっておりますが、お母さんの実家が_____の近くで、週に1回は実家に来て農業を行っている状況です。対象地につきましても農地として使っておりまして、一部真ん中に農道がありますが、一旦その箇所も耕して農地として復元するという約束をいただいております。

8月17日に私と木野内佳代子農業委員、中川義人推進委員とで現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件と第6項案件について質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 それでは私からよろしいですか。この案件は売買と贈与ということなのですが、面積も同じ土地で、これは兄弟の間での手続きなのだと思うのですが、売買と贈与の差はどういうことなのですか。

● 3 番 高橋 宏治 委員

___間相続なのですが、相続が__や__の方にまで移ってしまっています。___や__や__の方の中にはお金が欲しいという方がいて、売買になっています。また、お金はいらぬから権利を移していただきたい方もいて、そういう方については贈与になっています。

売買の金額が高いのは、土地の評価額が高いからです。

○議長 売買であっても贈与であっても税金はかかるのですよね。

● 3 番 高橋 宏治 委員

売買であれば不動産取得税、贈与であれば贈与税がかかります。

○議長 その他、何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 それでは、発言がないようですので、それでは採決いたします。高橋委員には退席をお願いいたします。

(高橋 宏治 委員 退席)

○議長 議案第 1 号第 5 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 5 項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続きまして、議案第 1 号第 6 項について採決いたします。議案第 1 号第 6 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 6 項は、原案のとおり決定いたしました。それでは、高橋 宏治 委員は席にお戻りください。

(高橋 宏治 委員 着席)

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (安塚一)

譲受人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 998㎡

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (中泉)

賃借人 _____ 株式会社
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 畑 856㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋 宏治 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委

員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る8月18日月曜日に、私と刀川正己委員、鯉沼玲子委員、鈴木進吉副推進委員長、鯉沼正男推進委員長、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約100メートルに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画では、パネル180枚を設置し、パネルの最大発電出力は110.7kw、また、パワーコンディショナー10台を設置し、最大出力は49.5kwとなっております。想定売電単価は___円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から西へ約450mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側5m、西側、北側1m、南側2mを確保し、防護ネットを施すこととなっています。掘削の深さは3.5mを予定しております。埋戻用土は賃借人である法人の代表者が保有・ストックしているものを使用予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書7ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が2件、面積合計が13,075㎡となっております。

続きまして議案書8ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が889㎡となっております。

次に議案書の9ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が2件、面積合計が12,154㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）』を議案のとおり変更することについて、同法同条第6項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

『地域計画変更内容一覧』に従いましてご説明いたします。

議案書11ページ記載の1筆について、転用のための地域計画からの除外の申し出が出されております。転用目的は、太陽光発電設備設置となっております。12ページに該当農地を示す目標地図を添付しております。

このことについては、8月1日から14日までの期間、町の公式ウェブサイトに公開し地域協議を行いました。寄せられた意見はございませんでした。

今回、地域計画からの除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられます。また、集落に接続している土地であり、転用の見込みがあるものと確認しております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（意見質問なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の13ページのとおり4件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりますので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る7月4日に、私と葭葉 進推進委員と、申請代理人の立会いのもと、現地を確認してまいりました。___さんの父が昭和27年に母屋及び納屋を建て、宅地として利用し、今年の2月まで住んでいたということを確認してまいりました。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に、第2項案件について、私が担当地区委員ですので、現地調査の結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件についてご報告いたします。去る6月29日に、私と戸崎裕司推進委員と、申請代理人の行政書士の方の立会いのもと、現地を確認してまいりました。昔、役場のある土地に芋の工場が建っていたのですが、その工場長が___さんの旦那さんだった方で、工場を閉鎖する時に、___さんのこの土地に事務所を建築したという内容でありまして、平成4年10月から宅地として利用していたことを確認してまいりました。

○議長 ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に、第3項案件について、やはり私が担当地区委員ですので、現地調査の結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長 (3項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第3項の件についてご報告いたします。去る7月22日に、私と戸崎裕司推進委員と、申請代理人の_____という事務所の土地家屋調査士か行政書士の方の立会いのもと、現地を確認してまいりました。議案資料に記載されているとおり、20年以上前より農家住宅敷地として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に、第4項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第4項の件についてご報告いたします。去る7月20日に、私と大橋和枝推進委員と、行政書士の___さん立会いのもと、現地を確認してまいりました。議案資料に記載されているとおり、約30年以上前より農業用施設地として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ただいまの4項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページのとおり2件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページのとおり8件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長　その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第26回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時00分閉会】

会 長 大橋 好一

5 番 鯉沼 玲子

6 番 大関 孝男